

京都市告示第541号

地方自治法施行令第168条第4項の規定により、平成18年4月1日から、次の金融機関を京都市収納代理金融機関として指定します。

平成18年3月24日

京都市長 榊本頼兼

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行、株式会社福井銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社京都銀行、株式会社近畿大阪銀行、株式会社池田銀行、株式会社南都銀行、株式会社但馬銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、株式会社福邦銀行、株式会社びわこ銀行、株式会社関西アーバン銀行、株式会社大正銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、近畿労働金庫、京都府信用農業協同組合連合会、京都市農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都農業協同組合並びに京都、大阪、滋賀、奈良、兵庫及び和歌山の各府県内に所在する郵便局並びに大阪貯金事務センター

(会計室)